

館山市 未熟児養育医療給付制度のしおり



1 未熟児養育医療とは

体重 2,000 グラム以下または身体の機能が未発達な状態で生まれ、指定養育医療機関において入院治療を受ける場合に、治療に必要な医療費の一部を公費で助成する制度です。

公費助成額の一部を、世帯の市町村民税額等に応じた自己負担金(養育医療徴収金)として、保護者は市に納付します。

指定養育医療機関の医師が入院養育を必要と認めた場合には、お子さんが入院中に必要書類をそろえて、申請してください。また、退院後の申請は出来ませんのでご注意ください。

2 対象者

館山市に住民登録がある 1 歳未満の乳児で、出生時に下記のいずれかの症状を有し、指定養育医療機関の医師が入院養育を必要であると認めたものが対象となります。

1. 出生時の体重が 2,000 グラム以下であること
2. 生活力が特に薄弱であって次に掲げるいずれかの症状を示していること
 - 一般状態
 - ・ 運動不安、けいれんがあるもの
 - ・ 運動が異常に少ないもの
 - 体温が摂氏 34 度以下のもの
 - 呼吸器、循環器系
 - ・ 強度のチアノーゼが持続するもの、チアノーゼ発作を繰り返すもの
 - ・ 呼吸数が毎分 50 を超えて増加の傾向にあるか、又は毎分 30 以下のもの
 - ・ 出血傾向の強いもの
 - 消化器系
 - ・ 生後 24 時間以上排便のないもの
 - ・ 生後 48 時間以上嘔吐が持続しているもの
 - ・ 血性吐物、血性便のあるもの
 - 黄疸
 - ・ 生後数時間以内に現れるか、異常に強い黄疸のあるもの



3 給付の対象となる医療

指定養育医療機関で行う未熟児の入院治療のうち、保険適用となる診察や薬剤、医学的処置等が対象となります。

未熟児の治療以外の治療、オムツ代、差額ベッド代、文書料などの保険適用外のものは対象となりません。

4 養育医療徴収金について

世帯の階層区分(扶養義務者と生計を一つにする世帯で、世帯構成員の市町村民税所得割額の合計額等により区分)によって、1か月ごとに養育医療徴収金額を決定します。(別表1「徴収基準額表」参照)

館山市から後日(入院月のおよそ3か月後に)送付する「納入通知書」により、指定金融機関でお支払いください。

ただし、館山市では子ども医療費助成制度との併用が可能です。申請時の申し出により、養育医療徴収金に子ども医療費を充てることができます。その場合はあらかじめ、養育医療徴収金額に子ども医療費支給額を充当した後の金額を申請者に請求します。

別表1 徴収基準額表

階層区分	世帯の階層区分		徴収基準月額 (円)	徴収基準加算 月額(円)	
A	生活保護法による被保護者世帯及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯		0	0	
B	A階層を除き市町村民税非課税の世帯		2,600	260	
C	A階層を除き市町村民税均等割の額のみ課税世帯		5,400	540	
D	A階層、B階層及びC階層を除き市町村民税の課税の世帯であって、その市町村民税所得割の額の区分が右の区分に該当する世帯	D1	15,000円以下	7,900	790
		D2	15,001円～21,000円	10,800	1,080
		D3	21,001円～51,000円	16,200	1,620
		D4	51,001円～87,000円	22,400	2,240
		D5	87,001円～171,300円	34,800	3,480
		D6	171,301円～252,100円	49,400	4,940
		D7	252,101円～342,100円	65,000	6,500
		D8	342,101円～450,100円	82,400	8,240
		D9	450,101円～579,000円	102,000	10,200
		D10	579,001円～700,900円	123,400	12,340
		D11	700,901円～849,000円	147,000	14,700
		D12	849,001円～1,041,000円	172,500	17,250
		D13	1,041,001円～1,222,500円	199,900	19,990
		D14	1,222,501円～1,423,500円	229,400	22,940
		D15	1,423,501円以上	全額	全額に0.1を乗じて得た額 (注1)

注1:ただし、その額が26,300円未満の場合は、26,300円とします。

同一世帯に養育医療対象者が2人以上いる場合は、2人目以降は、加算月額が適用されます。入院期間が1ヶ月未満の場合は、日割り計算をして決定します。(ただし、D15層の方は除きます)

【養育医療徴収金の計算方法】

徴収基準月額 × その月の入院日数 ÷ その月の実日数 (10円未満切り捨て)



5 申請について

申請場所

〒294-0045 館山市北条 740-1 館山市保健センター(館山市コミュニティセンター2階)
館山市健康福祉部健康課 保健係

必要書類等

1. 低体重児出生届(第1号様式)	記入例を参考に記載してください。
2. 養育医療給付申請書(第2号様式)	保護者が申請者となります。お子さんのマイナンバー及び扶養義務者のマイナンバーの記入が必要です。子ども医療費の支給に関して、養育医療徴収金に充当を希望される場合は、承諾欄に記入をお願いします。
3. 養育医療意見書(第3号様式)	お子さんが治療を受ける指定養育医療機関の医師に記入してもらってください。(費用はかかりません。)
4. 世帯調書(第4号様式)	・受療中のお子さんも含めて、生計を一つにしている世帯構成員すべて記載してください。世帯構成員全員のマイナンバーの記入が必要です。 ・支給認定にかかる養育医療徴収金額決定のために必要な事項について、その情報を確認または照会することへの同意書です。
5. 世帯構成員の市町村民税額がわかる書類 「世帯調書」の同意欄に同意しない方のみ必要です	市町村民税の税額決定通知書や課税証明書・所得証明書など、 <u>市町村民税の所得割額・扶養人数がわかるもの</u> をご用意ください。非課税の方で、 <u>どなたの扶養にもなっていない場合は、非課税証明書</u> が必要です。
6. 健康保険証	受療中のお子さんの名前が記載されているものをご用意ください。
7. 個人番号(マイナンバー)確認書類	世帯構成員全員の個人番号カード、個人番号通知カード、個人番号が記載された住民票のいずれかをご用意ください。
8. 申請者本人確認書類	申請者本人の個人番号カード、運転免許証などの顔写真付きのものは1点、健康保険証、年金手帳など顔写真のついていないものについては2点必要になります。
9. 印鑑	認印をご持参ください。
10. 子ども医療費支給申請書	「養育医療給付申請書」の「子ども医療費の支給に係る承諾欄」に承諾した場合、入院月数と同枚数(2か月入院なら2枚)を提出してください。
11. 遅延理由書	諸事情により出生から1か月以上経過して申請する場合のみ提出してください。



6 給付の決定

申請後、1～2週間ほどで給付の可否を決定し、保護者及び医療機関に通知します。
承認された場合は、申請者宛に「養育医療券」を交付しますので、お手元に届きましたら、速やかに医療機関窓口へ提示してください。未熟児の入院治療で保険対象の費用については、医療機関から保護者への請求はありませんが、保険対象外分については医療機関の窓口でお支払いいただく必要があります。

7 申請内容に変更が生じたら

以下の場合には事前の申請や届出が必要となります。お早めに健康課へご連絡ください。

診療期間が延長した場合

申請者の住所、加入の保険等に変更が生じた場合

医療機関を転院する場合

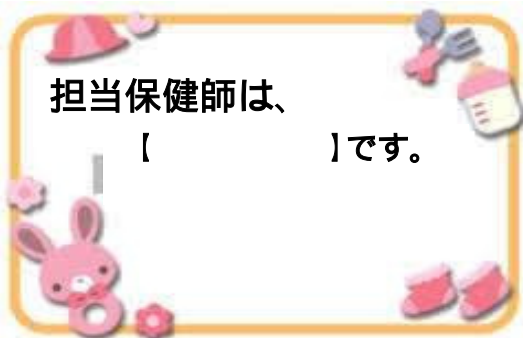
養育医療券を紛失した場合

館山市外へ転出する場合 転出先の自治体で再申請が必要になります。

8 その他

担当保健師から訪問等のご連絡をさせていただく場合があります。

また、育児のことでお困りのことがありましたら、ご相談もお受けしますのでお気軽にご連絡ください。



申請・問合せ先
〒294-0045 千葉県館山市北条 740-1
館山市健康福祉部健康課 保健係
(館山市コミュニティセンター内2階)
0470-23-3113
E-mail : kenkouka@city.tateyama.chiba.jp

